

2013年7月23日制定

2026年3月27日改訂11

## 第1条 投稿資格

投稿には本会会員であることを必要としない。

## 第2条 原稿内容と種別

原稿は環境放射能に関する内容のものとする。学会誌に掲載する記事は、報文、研究ノート、総説、報告（研究報告、技術報告、調査報告、行政報告）、解説、特集記事、寄稿、その他（研究発表会の概要報告、委員会報告、書評など）に分類される。ただし、他の出版物にすでに発表したもの、または営利上の宣伝に関するものは受理しないものとする。

報文、研究ノート、研究報告などの定義は次の通り定める。

- 報文：研究成果・技術成果などを整理・統合して、十分な根拠と論理的考察によって定量的な記述がなされ、独創的かつ有用な結論を導き出したものであって、原著論文としての体裁を全て満たしているもの。ただし、社会科学系の論文においては厳格な定量的記述は必ずしも必要ではない。
- 研究ノート：研究成果・技術成果などを整理・統合して示したものであり、独創性、有用性、論理性などの点から、報文とするだけのレベルには達していないが、有用な結論を示したもの。
- 報告（研究報告・技術報告・調査報告）：有用な研究結果、新たな技術開発結果、調査結果などを報告するものであり、必ずしも独創性や論理的根拠は必要としないが、有用な情報を示したもの。
- 総説：環境放射能除染の諸分野の研究に関連して、その分野の進歩の状況、現状、将来への展望などを総括的に論評し、まとめたもの。
- 解説：専門的な内容の一般人向け説明や企業の技術紹介など、論文としてではない形で多くの読者に有用な情報を提供するもの。
- 特集記事：環境放射能除染に関するトピックスを基本にし、会員のみならず学会外の幅広い関係者にも有益な情報となるテーマについての依頼記事など。
- 寄稿：放射能汚染現場や除染現場における現状報告や課題などの報告（主観的内容を含んでもよい）。

## 第3条 原稿の作成

論文原稿は別に定める執筆要領に従って作成する。

## 第4条 原稿提出

原稿は、責任著者（実質的な研究遂行者で、複数著者の場合の代表者）が Editorial Manager（以下「EM」という）により提出する。投稿 URL は <https://www.editorialmanager.com/jsrrce> であ

る。論文および著者に関する情報を EM の所定欄に記入の上、本文ファイル（Microsoft Word ファイル形式。図表は本文中に埋め込むこと）を EM にアップロードする。編集委員会審査で受理となった場合には、編集事務局が提供する Word テンプレートファイルを使用して最終論文を作成し、EM により提出する。なお、原稿を提出するときは万一の事故を考え、また原稿内容の問い合わせがあった時のために、必ず控えを保管することとする。なお、添付ファイルの機密保護のためのパスワード設定は責任著者の判断に委ねることとする。

#### 第 5 条 原稿受付

編集事務局担当者が、提出された論文原稿が執筆要領に準拠して作成されたことを確認した時点を受付年月日とし、受付番号を付与する。責任著者には、投稿論文を受け付けた旨のメールが EM より送付される。もし論文原稿が執筆要領に準拠していない場合、編集事務局担当者はその原稿を受け付けずに責任著者にその旨を伝え、修正の後に再投稿することを勧める。編集委員長は、当該投稿論文の審査を担当する編集委員（以下、「担当編集委員」という）を選出する。

#### 第 6 条 査読

投稿原稿（論文種別が報文、研究ノート、総説、報告（研究報告、技術報告、調査報告））は、編集委員会が定める査読規程に従い、査読者 2 名以上による査読を受けるものとする。責任著者は、論文投稿時に査読候補者 2 名以内を編集委員会に提案することができる。ただし査読候補者は著者のいずれかと何らかの利害関係（研究協力者、同一研究組織の所属、血縁関係、師弟関係など）を有してはならない。査読者の選出ならびに査読依頼は編集委員会が行う。論文種別が査読対象外の原稿については、担当編集委員と編集委員長が査読を行う。

#### 第 7 条 原稿の採否

原稿の採否は、査読結果を参考に担当編集委員の審査を経て、編集委員長が決定する。

#### 第 8 条 原稿の修正

編集委員会は、査読者の意見を参考に、責任著者に原稿を返送のうえ書き直し、または修正を求めることができる。修正期間は原則としては軽微な修正の場合は 2 週間、大幅修正の場合は 4 週間とする。修正時間が足りないなどの事情で提出期限までに修正原稿が完成しない場合は、責任著者から編集委員会宛に連絡をして提出期限の延長を申し出ることができる。修正原稿を提出する際には、査読者意見ならびに編集委員会審査結果についての回答書（記載されている項目すべてについて）も同時に提出しなければならない。理由無く提出期限の日までに修正原稿が提出されないときは、著者が原稿を取り下げたものとみなす。

#### 第 9 条 著者校正

著者校正は一原稿につき原則一回限り行う。責任著者は校正刷りを受け取った後に校正を行い、締切日までに結果を編集事務局に報告する。締切日までに校正結果が戻ってこない場合は編集事務局の校正で完了とする。

第 10 条 論文投稿料金ならびに論文掲載料金

論文投稿料金は無料とする。

第 11 条 別刷について

著者（投稿者）に論文の PDF ファイルを無料で提供する。別刷は提供しない。

第 12 条 著作権

本誌に掲載された原稿の著作権は学会に帰属するものとする。

12-1 著者が自ら著作した報文等を、著者自身が教育、研究、普及等の非営利目的で利用することは妨げない。

12-2 著者が自ら著作した報文等を、営利目的で利用しようとする場合、事前に編集事務局経由で学会から書面による許可を得た上で、学会の出版物であることを明記しなければならない。

12-3 著者は、自ら著作した報文等を、著者自身のウェブサイト（著者所属組織のサイトを含む）に掲載することが出来る。ただし、学会の出版物であることを明記しなければならない。

第 13 条 掲載済み論文の一般公表について

発行後半年を経た J-STAGE に掲載された論文は、無料で閲覧できる。発行後半年以内の掲載論文は、学会員のみが閲覧できる。

第 14 条 掲載済み論文の訂正・撤回

掲載済み論文の訂正・撤回を希望する場合は、論文投稿時の責任著者が著者全員の同意書ならびに訂正理由書または撤回理由書を編集委員長に提出する。訂正あるいは撤回の最終判断は編集委員長が決定する。論文が訂正・撤回された場合、速やかに J-STAGE 上に書誌事項と理由書を掲載すると共に、ホームページなどで一般に知らせることとする。また、撤回した論文については、必要な修正を行った後に新規論文として投稿することができる。

第 15 条 その他

その他、本投稿規程に定めのない事項については、別途、編集委員会で定めるものとする。

付則

本改訂規程は 2026 年 3 月 27 日より施行する。